

# 第2回 田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成15年5月23日(金)

第2回 田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成15年5月23日

開催場所 西木村総合開発センター 集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後4時17分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐藤清雄

副会長 太田芳文 田代千代志

委 員 (田沢湖町)

高橋正男 千葉勇

田口喜義 信田幸雄

稲田修 堀川光博

小松直 細川雪子

(角館町)

田口勝次 小林一雄

熊谷佳穹 佐々木章

辻均 山本陽一

三杉真紀子

(西木村)

佐藤雄孝 佐久間健一

佐藤宗善 伊藤邦彦

武藤昭男 鈴木重藏

門脇明 藤井けい子

(秋田県)

鈴木峰晴

以上27名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

沢田信男

1名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野中秀人

副幹事長 羽川昭紘 大沢隆

幹事 浦山清悦 藤木春悦

田口総一

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局長 大楽進

副局長 高橋徹

次長 羽川茂幸 藤村好正

事務局職員 高橋信次 能美正俊

阿部聡 田口信幸

若松正輝 猪本博範

会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議題

報告第10号 専門部会名簿について

報告第11号 合併協議会スケジュールについて

協議案第5号 新自治体の名称について

協議案第6号 新自治体の事務所の位置について

協議案第7号 財産の取扱について

協議案第8号 一般職の職員について

協議案第9号 新市町村建設計画の概要について

その他

5. 閉会

開会 13:30

事務局長 定刻になりましたので、ただいまより、第2回田沢湖・角館・西木合併協議会を開催いたします。始めに、会長あいさつです。会長よりあいさつを申し上げます。

会長 合併協議会の第2回目の会議でございますが、皆さんには何かとお忙しいときであったと思いますが、ご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

あいさつの方は抜きにいたしまして、第1回目の段階でお話を申し上げた内容でありますので、それに基づきまして、きょうは協議案件を幾らか皆さんに提案をしながら、いろいろと議論をしてみたいと考えておるわけでございますので、お先にひとつご理解をいただきたいと思っております。

なお、鈴木局長さんには、毎日のお仕事の中でご出席をいただきましてありがとうございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、早速会議に入りまして、事務局の説明をいただきながら会の進行をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは会議に入らせていただきます。

議事は会議次第に従いまして進めさせていただきます。議長は合併協議会規約によりまして、会長が務めることになっておりますので、よろしく会長より進行をお願いいたします。

会長 それでは、会議に入らせていただきますが、本日の出席委員につきましては、沢田委員さんが欠席でございますが、他の委員の皆さんは全員出席をいただいておりますことを、まずご報告申し上げます。

なお、初めに会議録の署名委員を私の方から指名をさせていただきます。

それでは、田沢湖町の信田幸雄委員、角館町の熊谷佳穹委員、西木村の武藤昭男委員を指名いたします。

それでは早速議題に入らせていただきます。

皆さんのお手元にある次第によって進めてまいります。初めに報告第10号 田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会委員の報告についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局より報告第10号 専門部会名簿についてご説明させていただきます。

この専門部会名簿につきましては、先月10日開催の第1回協議会の中で、報告第3号 田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会設置規定の中で、第3条組織の中で、別表の委員がまだ決定しておりません、示されておりませんが、次のページに専門部会名簿として総務企

画部会18名、保健福祉部会13名、産業観光部会11名、建設交通部会 8 名、教育文化部会 9 名、合計 5 専門部会59人の各田沢湖町・角館町、西木村のご覧の各町村の主な事業を統括する課長職等にある者と決定しております。

以上で、専門部会名簿のご説明を終わります。

会長 ただいま、事務局の方からご報告いたしましたそれぞれの部会の委員については、それぞれの各町村において専門的な調整をしていただきました。ただいま報告をいたしましたそれぞれの分野の委員の選任ということになったわけであります。

このことについて、何かご質問ご発言ございませんか。

(発言する者なし)

会長 このことについてはそれぞれの専門部会で進めていく協議をやらしておったわけでございますので、こうした内容で、今後専門部会の運営を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第11号であります。田沢湖・角館・西木合併協議会のスケジュール、これからのいろいろな進め方について議題とし、事務局より報告をいたします。

事務局、お願いいたします。

事務局長 それでは、続きまして報告第11号 合併協議会スケジュールについてをご説明いたします。

次のページのA 3の横長のスケジュール表をごらんください。

申しわけありませんが訂正がございます。合併協議会の中で、平成16年度右側の11月の町長職務執行者の選任、それから合併協議会廃止の議決とありますが、これは2月の欄にありますので、ミスでダブっております。そこを削除して訂正をお願いしたいと思います。

このスケジュールは、先月ご説明しましたとおり、平成16年度の9月議会に各町村で合併議決をするということを想定して作成したものであります。

合併協議会のところをごらんいただきたいと思います。4月の立ち上げから3月まで法定協議会でございますが、4月の協議会の設置立ち上げ、5月、基本理念部分報告・議論、6月から状況報告・議論となっております。その中で8月からは各事務事業のすり合わせを行う予定であります協議項目の協議決定を行う予定であります。それから、15年度の8月から10月までは市町村建設計画案、財政計画案の協議をする予定でございます。来年度の4月から5月までは市町村計画の決定、6月に協定書の決定というスケジュールでございます。

事務局業務、県との協議事項等につきましてはごらんのとおりでございます。

それから、その下へまいりまして、将来構想・新市建設計画案の策定、これは4月から7月

までの予定で将来構想の策定を行っております。

その下、新市建設計画の策定でございますが、将来構想の策定に基づきまして、8月から3月まで新市建設計画の策定を行う予定でございます。

それから、事務事業の一元化につきましては、現在行っているところではございますが、各種事務事業のすり合わせ、調整、及び一元化を、これも来年の3月までかかって行うということでございます。

それから、新規例規立案策定につきましては、新しい例規を作成しなければいけないものがありますが、これのすり合わせと協定項目に基づきましたもの、あと事務事業のすり合わせで決定いたしましたものを盛り込みまして、これも来年の8月までという予定でスケジュールを組んでおります。

それから、その下の住民説明会、啓発パンフレットダイジェスト版の作成でございますが、これにつきましては将来構想の策定ができれば、住民説明会を将来構想のダイジェスト版をもとにして8月に行う予定であります。

それから、来年度の5月でございますが、これは市町村建設計画がほとんど完成しました段階で、建設計画ダイジェスト版を作成し、住民説明会を行うという予定でございます。

それから、合併協議会だよりの編集印刷でございますが、これも前の協議会で話題になったわけですが、毎月の協議会の状況報告は各町村の広報等を利用して住民にPRしてまいります。平成15年度では年4回、そのほかに協議会だよりを発行するという予定でございます。

それから、最後の電算業務統合計画におきましては、これは電算システムの統一化をしなければいけないということで、合併の日から各システムが動き出すように業者選定委員会開催、それからただいま電算業務統合化計画策定を行う予定であります。それから統合作業1期、2期、それから稼動システムの検証作業ということで、これもなかなか時間がかかりますもので、来年の12月までを予定しておるということでございます。

きょう、本協議会の大まかな合併スケジュールについてご報告いたしました。

会長 ただいま、事務局長からこれから合併業務をしていく手順を、こうした日程、事務事業の中で進めていく方向を定めながら、その日程を一つ一つクリアしながら、事務あるいは論議を進めていきたいということで、一応予定の考え方をこういう順序で進めていくという案を皆さんにご提案いたしましたところでございます。

報告事項でこういう手順で進めていくわけでありませうけれども、皆さんからこのことについてご意見があれば伺っていきたく思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

どうぞ。

伊藤委員 8月と5月に住民説明会が予定されておりますが、これは状況報告をするとか、決定事項を住民に知らしめるとか、その範囲なのか。あるいは、この説明会の中で住民の方から要望があれば、そういうことも聞くための会でもあるのか。その辺はどうなんでしょうか。

会長 局長。

事務局長 8月の説明会につきましては、将来構想ができてまいりますので、それを説明しながら、各町村の住民に説明いたしまして、その意見を新市町村計画に反映させたいというものでございます。

来年の5月の住民説明会につきましては、市町村建設計画を策定、この協議会で案を示しているいろいろご協議願うわけですが、この協議会で決まりましたものを各住民にご説明するという、これもダイジェスト版を作製しましてご説明するという予定になっております。

会長 ただいま局長からお話ありましたように、来年の8月の段階では当然一つの計画の素案が出ますので、そういうものも説明しながら住民の意見をそれぞれお聞きして反映していきたいという考え方でありまして、ただいまの今日の説明であります。よろしくお願い申し上げます。

どうぞ。

佐々木委員 佐々木です。

この前の論議の蒸し返しになるかもしれませんが、ひとつご容赦願いたいと思いますけれども。

そうしますと、このスケジュールということになりますと、合併期日、この間の会議では17年3月末日までという考え方だったのではないかと思いますけれども、このスケジュールで言いますと、17年3月末を合併期日とするというふうにとらえていいのか。

それともう一つ、前にありましたけれども、市を目指すのかあるいは……という話があったんですけども、やはり市を目指すという条件の中に、3万人要件あるいは4万人要件ということで16年3月、これはもうこの協議会の中では16年3月にはこだわらずに17年3月末をもって新市を立ち上げるということに持っていくのか。そのところを事務局あるいは幹事会の方で協議されたことをお聞かせ願えればと思いますけれども。

会長 まず最初に、事務局長。

事務局長 ただいまご質問のあった、市を目指すということで、3万人特例のことですが、これは皆様ご存知のことと思いますが、5月8日の総務省の片山総務大臣の発言の中で、3万人台で市になる特例を1年間延長したいと。17年3月まで延長したいということ、これは不確定要素でございますが、次期国会で提出して改正をしたいという発言がなされてお

りますので、私どもは大体3万人特例は17年3月まで延びるという予想で、予想精度は余りよくないかもしれませんが、そういう予想で進んでいるところであります。

それから、17年3月の合併かということですが、これはあくまでも9月の各町村議会で議決ということをお前提としたものでありまして、先ほどの総務大臣の話になるわけですが、国の手続も100日程度から30日程度まで短縮もするということをお発言しておりますので、県議会の議決も必要なわけですが、国の手続、県の手続の関係でももう少し縮めることはできるかと思っております。協議会の協議の中で、1月から3月までというのは、これはまだ決まった要素ではございませんので、後で合併期日とかについてご協議願いたいと思っております。

会長 佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員 今の説明、予想といたしますか、あるいは期待的なことも入っているようですねども、いずれにしてもこの間の論議の整理といたしますか、期日の問題を別にしても、市を目指すということはこの協議会では一致しているんだということだけは確認をさせていただきたいと思っておりますが、それでいいでしょうか。

会長 この前にも若干そのことと言いましたが、いずれ特例のそうした法律の改正がなされるという方向性で動いて始めるように、そういうものでいこうということで市を、そういう考え方を持っていこうということふうにしていますので、その中には市を目指していこうという考え方で解釈をしていただければいいのではないかと考えているのですが。皆さんの発言もそういう趣旨であったものでありますので、そういう考え方で答弁に加えながら、今、西木の村長さんから、そういう情報に対して若干補足していただきます。

田代委員 この前、第1回の協議会でこの話が出ましたけれども、国会議員の先生方にお願ひしておりました3万人特例の件ですけれども、参議院議員の先生ですけれども、21日に連絡がありまして、与党3党のプロジェクトチームが20日に3万人特例を議員立法で出す方向で話し合われるという連絡が入っております。それで、22日、自民党の総務部会で合併特例法、議員との話が出たということでありまして、今国会中に議員立法で提出しようとして動いているようであります。

以上であります。

会長 そういう考え方を視野に入れながら、私もそういう特例の方向で市を目指していくという考え方には、皆さんがそういう認識でおられるという理解をしております。

よろしいですか。

佐々木委員 はい。

会長 スケジュールについては、こういう考え方で今後スケジュールを組んでいこうと。こ



のことについては、いろんな議題によってはやはり予定以上の論議する場を設けたい、やらなきゃならないと思いますので、一応こういう考え方で進めていこうということでもありますので、報告事項であります。そういうことでご了解を得たいということです。

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長 よろしくお願いいいたします。

それでは、次に協議案件の第5号をご提案をいたしたいと思います。第5号につきましては、第1回目の会合の中でも、次の協議会にはこのことを議題としていきたいということで申し述べておたわけでございますので、幹事会等でいろいろ論議をして、いろいろ皆さんのご意見をお聞きして、大きな出発点を出したいと。きょうこのことの結論を出すということではなく、そういう認識をさらに深めながら議論をして、ひとつの考え方として、今回、5号の新自治体の名称についてを議題とさせていただいたところでもあります。

なお、皆さんのお手元にそれぞれ資料等も出してあるわけでもありますので、そういうものを踏まえて、他の自治体がどういう形で行っているかということも含めて事務局長の方から説明をいたしますが、内容についてはこの前も日程出しておりますように、名称については地理的位置というものの、地域特性をイメージできる名称として、決定を公募によらず進めていきたいという提唱をしているわけでもありますので、いずれ他町村とのそういうものも皆さんでいろいろ勉強していただきながら進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局長から内容についてご提案をし、説明をさせます。

事務局長 それでは、協議案第5号 新自治体の名称についてご説明いたします。

ここに書かれていますとおり、新自治体の名称については、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず、現在の名称をもとにし、法定協議会で協議の上決定する、となっております。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、この備考のところにはただいまのあれは、平成15年3月12日開催の第4回仙北北部合併協議会、いわゆるこの法定協議会を立ち上げる前の任意協議会でございますが、その任意協議会の中で確認した内容でございます。

そこで留意事項をごらんいただきたいと思いますが、新設合併の場合、これは新設合併なわけでございますが、現在の町村の法人格のすべてが消滅し、新たな自治体として一つの法人格が発生するため、新自治体の名称を定める必要があるということでございます。

名称の定め方については、法律上、地方自治法でございますが、地方公共団体の名称は従来の名称によるとされている以外、特に規定がないことから、新設合併の場合においては、現在

の名称を使用することも新たな名称を定めることも、基本的には自由にできるということでございます。いずれにしましても、名称の決定は協議会における協議の積み重ね、及び信頼関係の醸成が不可欠であるものと考えられる、という一般的な留意事項でございます。

それから、先進事例としまして、先に合併しました東京都あきる野市、それから西東京市、兵庫県篠山市、あさぎり町、これらの例を載せておりますのでごらんいただきたいと思います。

次のページ、4ページと5ページにつきましては、これは昭和40年3月の市町村の合併の特例に関する法律の施行日から現在、5月1日までの全部の例をここに載せております。4ページにはいずれかの合併市町村名を採用した例。新設であっても、編入の場合はほとんど大きい市の名前を採用しておりますが、新設の場合もそれまでの合併市町村名を利用している例がこれだけあるということでございます。

5ページには、新しい名称を採用した例としてこれだけあるということでございます。いろいろありますが、代表的には平仮名、片仮名を利用した例。例えばいわき市、つくば市、ひたちなか市、南アルプス市とかございますが、こういうものと、それから方角、東西南北を利用した例。例えば西東京市、東大阪市、東広島市とかがございます。それから、今までの郡名を利用した町村名。岩手県二戸町、古くなりますが鹿角市もそうでございます。この前合併しました宮城県の加美町もそうでございます。それから、その地方の地域の名称を採用した例としましては、新潟県の上越市、愛知県の東海市などがございます。

いろいろな事例があるようでございますので、参考にしてご検討いただきたいと思います。よろしくご協議お願いしたいと思います。

会長 ただいま、事務局からお話しありましたように、名称についていろいろな考え方があると思いますが、申し上げましたようにそうしたものを踏まえて、皆さんでいろんな意見交換をしながら、ある一定の時間を十分持ちながら、名称については決めていきたいという考えになっておりますので、ただいま申し上げましたように、ひとつ皆さんからいろんなご発言を出していただきながら、そういうものをひとつの土台にしながらいろいろ意見交換をこの後していきたいと考えております。

皆さん、いろんなご意見の陳述をお願いできればと思います。よろしくお願い申し上げます。必ずしも名称をどうだというよりも、これに対する皆さんが議論する土台等ありましたら……。どうぞ。

門脇委員 座っていいですか。

会長 結構です。

門脇委員 私もまず考えたんですけども、全然いい名前が出てこないというのが現実です。

例えば、生の漢字で角館足す田沢湖足す西木割る3で、何ぼ考えてもいいものは出てこないです。いからばとって、名称を桜とか祭とか湖とか温泉とか、緑色の自然とかをごっちゃにして、それからこの言葉にあるとおり醸成させてもいいものは私は浮かんでできませんでした。

それと、まず西木は接着剤とか言っているんだけど、角館と田沢湖がどこまでもどちらの方でなければだめと肩ひじ張って通せば、どこまでも決まらないような感じがします。そういう思いできょうは来ました。

会長 ありがとうございます。

そういう気持ちをお互いにざっくばらんに、ひとつ話せればと……。大変大事なことでありますので、それぞれの思いをひとつ……。大変貴重なご発言をいただきました。

どうぞ。

武藤委員 3カ町村がそれぞれ特徴のある市をつくるということは原則として不可能だと思うわけですよ。ただ、ここにあるように地理的条件あるいは特性というものからいくと、私は西木出身ですけども、西木はどちらにも入らないという格好になるので、やはり田沢湖・角館というような問題をこの中に入れるとすれば、この協議会で決めるとすれば、それぞれの町の市の名前を出し合って、それをこの協議会で検討していくというのが一番近道じゃないかと思うけれども、そういう方法は、幹事会では話をしたことはなかったんですか。まずその付近から聞いていきたいと思います。

例えば、田沢湖角館市は長いんじゃないかというような問題も出てくるでしょうし、角館と田沢湖じゃどっちが全国的にイメージが強いのかという問題も分析していかなくちゃいけないと思うし、これを2つに分けて足していても変な物が出来てしまうんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの問題を皆さんから提案してもらって、この協議会で、5つでも6つでもいいんですから、名前を出し合って、1つ1つ協議していくという提案をしてみたいと思います。

会長 ただいま、武藤委員さんからただいまのような提案をいただきました。このことも大きく議論していく一つの考えだろうと思います。それに絞らないで、皆様の他のご意見があると思いますので、いろいろ出していただいた後、幹事会、そうした中で論議をし、そしてまた皆さんにいろいろ考え方を出していただくというふうにいたしたいと思いますので、本日皆さん、名前を出していただきながら追求したいと思います。

どうぞ。

辻委員 いろいろ具体的に例を出したり名前を出したりする前に、一つのルールをつくってもらいたいと思います。それはなぜかといえば、名前だけは各委員ともそれぞれ良識ある人た

ちが集まっているものとして、名前だけは地域の代表とかという感覚をすべてなくしたところから考え方を発表してもらいたいと思います。それと、議論がいろいろ出はって難航していった場合でも、この協議会は法定協議会ですから、どこかの新聞さに載っているように、あとすべてやめたとか、合併がご破算になるとか、そういうことは絶対にあり得ないということはここで確認し合って進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長 ただいまのご意見も貴重なご意見でありますので、大きなこれからのフレームの中に十分進めていきたいと思います。

どうぞ。

細川委員 今のご意見の中で、地域の代表という名を捨ててみんなで考えていきたいと思いますというお話だったんですが、それは本当に望ましいことだと思いますが、かなり困難なことだと思われる。

しかし、ルールは絶対必要で、本日の会が名前を決める理念を協議するというふうにとらえておりました。私、思うところでは、やはり名前を提案する、または支持するという段階のところ、自分の主張する名前が、自分の地域の利益だけを踏まえた意見の出し合いというのをやめまして、その意見がお互いに一つの町の名前、一つの地域の名前が出た場合、2つの地域にもそれぞれこういう利益があるのだと、こういうよい点があるのだというふうな、そういうとらえ方でお互いに議論していったらよろしいんじゃないかなと思います。

そして、この議論のやり方が、私たちある程度の年齢の者で話ししておりますが、若い、これからの住民の皆さんに話し合いの内容が、話し合いの仕方が非常に真摯であった、とても前向きな進め方であったというふうに誇れるようなルールを定めて、混乱した場合もう一度そこに立ち戻って考えていこうというような話し合いであればいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

会長 大変ありがとうございました。

ただいまのご意見、こうした考え方、こういうのも大きなこれからの進め方の中に取り組み考え方として、いろいろこれから事務的ベースにも今出されたような意見をそれぞれ統合しながら考えていきたいと思います。

ほかにございませんか。

どうぞ。

山本委員 各町村の今までの名前で合併になるわけですけれども、各町村とも自分の町に対しては強いプライドを持っていると思います。新市になった場合は、その名称というのはこれ

からその市を発展させるために大変重要な名称だと思えます。そういう意味で、私であれば、個人的な見解としては自分の町の名前を使いたいわけですがけれども、将来のことを考えていきますと、3町村が合併になるわけですので、新しい名称でいっていただけたらなと思っています。

私であれば個人的には角館を使っていただければ最高ですがけれども、それはほかの町村では絶対許されないことだと思っています。それならば、これからはやはり新市の新しい名称でこの3町村をアピールできるような名称があればそれに越したことはないと思っています。

会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見も考え方も、十分考えてまいりたいと思います。

きょうはそういうお話を伺って、いろいろと出されたものをまたその場で協議をしながら次に進んでいきたいと思っています。

どうぞ。

藤井委員 皆さん、新しいこと新しいことと言って、今ふと気がついたんだけど、昔一つだったよなど。昔殿様がいたとき一つだったよなど、笑い話なんだけれどもふとそれを思いついたもので、昔で一番いい殿様はだれだったかなとふと思いました。ちょっと余談になるかもしれませんが、昔は一つだったよなと思いました。

会長 ただいまのお話も、十分新しい考え方としての……。

まだまだご意見があろうと思いますが、それぞれ遠慮もあろうと思います。それぞれの思いもあろうと思います。きょう初めてこの協議に入ったわけでありますので、ただいま多くの方から考え方を、こうした方法をとっていくべきだという考え方を承りましたので、これを私ども事務局、いろいろな整理をしながら、次の会に、今出されたものを選択した中で一つご提案をして、それにまた論議をしていくという形にいたしたいと思いますが、いかがでしょうか、そういう考え方で。まだ全然このことは論議をしておりませんので、そういう方法でいきたいと提案をして、次にまた協議をしたいと。これでいいですか。

はい、どうぞ。

稲田委員 もう1回と言っていて、いつになったらできるの。ここで提案されているし、だめだとかいいとかだつて、論議される部分だとかね。もう少しこの会議を重ねると同時に、こういうのを次にデザインしながらやっていく。やはりもう少し練らねばだめだと思います。

(「町長、そのとおりだよ」と呼ぶ者あり)

会長 どうぞ。

熊谷委員 結構だと思いますが、この協議会のこの場を決定の場とするというふうに理解し

たんですが、名前の決めようによっては、あるいはさらなる専門部会でお話しいただくとか、あるいはここから飛び抜けて、いわゆる公募型とか、いろいろその方法を決めるのがこの法定協議会かなと思ってきましたが、そういう提案がなくて、このメンバーで名前を決めていくというような方向になっているようでありますので、それに対しても私は異議はありませんが、その辺をきっちり確認しておかないと、また次も同じ議論が重なるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

会長 いわゆる任意協議会の段階と、第1回と言いますか、では、この協議会で決定をしていこうということで合意に達しておりますので、この協議会で新市の名称を決めていこうというふうにしておるわけでありまして、いずれそういう議題を今、提案いただきましたいろんな考えでの議題をお聞きしながら、そして今ご注文あるように、そういうものを議題にしながら論議をしていきたいと思っておりますので、今、両長村長さんとも協議をいたしました。が、いずれそういう形でいくことが望ましいということでもありますので。

それできょうは、意見をあげさせていただいて、次に今申しあげましたようなものを含めて、事務局でも論議をさせて提案をしていきたい。また逆にそういうものを進めて、また論議というものをつくっていききたいと考えるわけですが、いかがでしょうか。

そういうことでひとつご理解をいただきたいと思えます。

それでは、ただいま申しあげましたようなことで、きょうはひとつ最初の意見を伺ったということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、協議案件の6号であります。が、いわゆる新自治体の事務所の位置についてということで、このことも重要でありまして、きょう事務局の方から一応申しあげて、これもまた次の議題にしていきたいと思えますので、意見をまたし合いながらしていきたいということで、事務局の方から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

事務局長 それでは、協議案第6号 新自治体の事務所の位置についてをご説明いたします。

新自治体の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。なお、住民に対する窓口業務は本庁舎、各分庁舎で同一のサービスができるようにするということでございます。

これは、次のページをごらんいただきたいと思えますが、これも先ほどの名称と同じように、3月開催の任意協議会で確認した内容でございます。ここに、田沢湖町、角館町、西木村、それぞれの役場の位置、施設の規模、敷地面積、延べ床面積、駐車場台数、竣工年月、それから同一敷地内の他の施設等を記載しております。参考にさせていただきたいと思えます。

いずれ分庁舎方式と申しまして、この中の一つは本庁舎、残りの2つの庁舎が分庁舎ということになります。役割分担等につきましては、このほかの協議項目、事務組織及び機構の取り扱いでも協議すべきところではありますが、ここでは一つは本庁舎の位置を協議していただきたいということでございます。

それから、参考としまして、事務所の位置に関する法令でございます。地方自治法第4条におきましては、地方公共団体はその事務所の位置を定め、これを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないということでございます。2項におきましては、前項の事務所の位置を定め、またこれを変更するに当たっては、住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされております。

次の支庁・地方事務所、支所等の設置につきましては、これは都道府県においては支庁及び地方事務所を設置することができる。市町村においては支所または出張所を設けることができるということを規定しているものであります。

下の用語解説におきまして、分庁舎というものにつきましては、市役所または町村役場の行政組織が幾つかの庁舎に分散して配置するものとなっております。いずれ教育部門とか総務部門とか建設部門とか、分け方はいろいろあるわけですが、それらが本庁舎を含めまして3つの庁舎へ分散するという形式をとりたいということでございます。

次の10ページの先進事例として幾つか書いてありますが、この中で分庁舎方式をとりましたものは、下から3番目の西東京市、これは田無市と保谷市が合併して西東京市になっておりますが、これは最初分庁舎方式をとっております。それから最近合併したあさぎり町でございます。これが5カ町村で合併しました町でございますが、免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎としております。

それから、11ページはあきる野市での事務所改修の例でございます。それから次は篠山市の、これは支所を設置した例でございますが、これは4町の合併でございます。旧篠山町役場に本庁舎を置いて、ほかを支所にしておるということでございます。こういう方法もあるということで、参考までに載せておりますので、どうかよろしくご協議お願いしたいと思います。

以上です。

会長 ただいま事務局長から説明ありますように、当協議会としては前の任意協議会のいろいろな流れの中では、分庁舎方式でいこうという考え方については確認をされておるわけでありまして、ただいま説明いたしましたように、もこの協議会で最終決定をしていこうというふうにいたしておるわけでございますので、これについても皆さんからいろんなご意見を、

考え方をご提案願いながら、協議して進めていきたいと思ひます。

これも前の問題と同じ取り扱ひになろうと思ひますが、分庁舎方式ということについては、そういう方向で考えていこうということでありますけれども、やはり主たる庁舎は、今説明にありますように、当然決定をしていかなければいけないというわけでありますので、協議会の皆さんからいろいろとこれについても、前の議案同様、考えとひとつお話をお願いいたしたいと思ひわけであります。

どうぞ。

伊藤委員 3つの庁舎があるわけでありますけれども、どの部局をどこに置くかということで相当違ってくると思ひますが、いずれにしても移動しなければならぬと思ひます。そうしますと角館あるいは田沢湖さんということになりますと、やはり移動の距離が長い。そうしますと、必然的に中心に近い西木村庁舎が本庁としてはふさわしくないのかなと。

そしてまた、この内容を見ますと、何よりも駐車場も広々とスペースがあるようでありますので、私としてみれば、そういう形が望ましいのではないかなと考へます。

会長 で、それぞれの皆さんにこれもまたきょうのお話を聞いた上でいろいろ協議をしてまいいりたいと思ひますので……。

やはりいろいろと皆さんの考え方をいろいろとご提案をしていただければと。

どうぞ。

佐藤(宗)委員 ここに西東京市のところにつきましては、保谷庁舎、田無庁舎とありますけれども、名前としては11ページに支所と。いわゆる分庁方式にしても、名前を呼ぶときに支所という呼び方といいますか、そういう方法と、庁舎というふうに呼ぶものとするという決め方もあると思ひますけれども、私は、考え方の一つなんでありますけれども、分庁方式にするのであれば、支所というような名称を使わずに、やはり何々庁舎というような方向で検討してもらえればありがたいと思ひています。

会長 ただいまの考え方についても、いろいろこの後、協議をしていく大きな柱にしてまいいりたいと思ひます。

また、考え方で結構でありますので、その中でいろいろそういう考え方を絞りながら進めていきたいと思いますので。

どうぞ。

熊谷委員 庁舎について、私は特段の考へはないんですが、各町村とも合併したときの住民のデメリットという面で、大変関心を呼んだはずであります。いわゆる遠くなるんじゃないかと、不便になるんじゃないかという、そうしたような声が非常に座談会で多かつたと思ひます



が、そんなことを言いますと、それぞれの地域が広大な地域になるので、どこがいいのかということとは私はなかなか難しいなと思いつつも、現在の考えている分庁舎そのものが、窓口業務を停滞させないというところで非常にいい配慮をされているなというふうの一つ思います。

しかしながら、3つの庁舎を見ても、やがて10年後には耐用年数が来るような格好になっておりますので、この西木・田沢湖・角館のそれぞれの人が、中心施設へさらに遠くなったなという印象は避けるような、そんな配慮をしていただいで決定を見たらどうかと思います。

どうかひとつ住民の声を聞くという観点で、デメリットの解消のために最善を尽くしてもらいたいなと。私も提案はしますが、今のところは協議案件がその辺で終わっているようですので、考え方だけお話しいたしました。

会長 ありがとうございます。

いずれ住民のそうした、当初心配されるようなことを回避していくという、そういう考え方によって、分庁舎方式というものを考えていかなければいけない。こういう考えであれば、私もこれを提案する段階では一応一致している考えであります。ただ、流れについて、おっしゃるようにそれぞれ遠くなる箇所も出てくるわけでありましてけれども、業務そのものはできるだけどういう場所でも同じようにやれるように、最大にまず合併の段階ではもっていきたくて、こういう取り扱いで考えていくのが大事でないかというところは認識しておりますけれども、皆さんからいろいろな今言ったような具体的な考え方もいろいろご提案いただければ、と

思います。

どうぞ。

田口（喜）委員 今、本庁舎ということで協議案件に入っているわけですがけれども、いずれこの北部の参加町村というのは、面積がご承知のとおり余りにも大きいので、これを公平にとかという話では大変だと思えます。やはり、この距離感を何で縮めていくかということが、この本庁舎の協議の前に入っていかなければならないんじゃないかと考えますけれども。

やはりそれは、今のITだとかイントラネットだとか、いろいろなことが考えられると思います。それから、ケーブルテレビなどとか、そういう方法も考えて、これから10年後20年後どういった庁舎が必要なのかということ。ただ、3町村の中心部で、一番アクセスの便利なところであればいいというだけでいいのか。

やはり機能だと思えます。機能が十二分に住民が理解できるようなものがあればそれで満足すると思えますけれども。ただ単に庁舎の位置だけでは、入り方が……。きょうはこの案件の議案の最初ですのでいいかもしれませんけれども、次回はそういうものも幹事、事務局の方から提案していただければありがたいなと思えます。

会長 ただいまありました提案についても、そういう考え方というのも大きく大事だと思いますので、これからの協議の大きな考え方として大事にしていかなければと思います。事務局の方でそれぞれ今主張させておりますので、いずれこれからの論議の中でそうしたものを十分詰めていきたいと思います。

稲田委員 それからよ、角館の現状を大したいいことを言ってきたと思って、任意協の場合、新庁舎は建てないというようなことで整理してきたと思うけれども、10年後にそれぞれ必要性によって新庁舎を建てるということになれば、今ちょっと我慢しても、10年後には3町村の中心的なところに新庁舎が建つということになれば、それぞれ我慢するところは我慢して、それに目指して、10年後に地域づくりの拠点をつくり上げると。そういうことの考えも、私は一つの法定協議会なり地域の住民なり、そういう人方をひとつじっくり理解を得る条件の一つだと思うので……。その辺、今後そこだけでも話題の一つにしながら、今は我慢しても10年後にはこの場所にこうこうこうだということになれば、この本庁舎の位置づけについて、私はすんなり決まると思います。そこも一つ話題にしておいてください。

会長 ただいまの発言にありました新庁舎の関係については、一応特例債というものが限定されているわけでありますので、その範囲の中で、やはり新庁舎は考えていかなければならない。それで、これからの町の振興計画の中で、十分庁舎財政との関係をすり合わせながら取り組まなければいけない大きなものであろうという認識だけは、私どもは持っているところであります。

ただ、いつの時期にどうするかということについては、具体的に私どもは今おっしゃるような話はしておりませんが、いずれ予算が限られた中で、合併の特例債というのは決まっているわけでありますので、その中で今おっしゃるようなものを有効にしていくための考え方を、事務局と今提案のものをほんとに大事にしながら進めていきたいと思います。

それと併せて、もう少し皆さんからご意見をいただければと思います。

どうぞ。

田口（勝）委員 行政組織そのものが、今の分庁舎方式ということになると分散されるということになるわけですが、例えば本庁舎における行政組織の配置というのは、どのようにしていくのかということがひとつはっきりさせていただければ、どこにどういう形での配置がいいかということについて、さらに検討しやすくなるのではないかなと思いますけれども。

もしお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

会長 この考えだの内容の中には、私どもでいろんな話しました段階では、いずれ本庁舎というのは総合的な役割、あるいはその町、それぞれ分庁舎方式の中で、それぞれが分担をする

と。しかし、それだけではできないわけでありますので、先ほど窓口業務はそれぞれ両方が補っていくということでありますので、ある部分については当然全体の中で、3カ町村の中である一定の期間はやはり住民のそうしたニーズにこたえていくという、そうしたことは当然進めていかなければならないものであろうという、そういう話題はしているところでありますけれども、皆さんからいろんなそういうものを含めて、今提案されたものを含めて、当然そういう方法で進めていきたいものだと、こう思うわけでありますが、さらに皆さんからご意見をちょうだいできればと。こういうところの相談はそれぞれ話としてはしております。

どうぞ。

田口（勝）委員 今のお話でいきますと、例えば本庁舎は西木村なら西木村に決まると。じゃあ、例えば角館の分庁舎では、角館の人たちが主体として取り組みたい行政組織を置いてほしいというようなことの、検討に移れるということですか。そういうお話し合いもできるということですか。

会長 そこまでの話はしなかったけれども、いずれある組織が建設課なり福祉課なり、あるいはそういう税務課なりと、教育委員会とかいろいろあるわけでありますので、そういう主たるものは各3つの敷地にそれぞれ分担をしながらしていくというのが分庁舎方式という一つの考え方で、というのが今の考え方であります。そしてその場所で、それぞれのものを中心にしてやっていこうと。ある一定の期間になると思いますが、将来の一つの考え方として、その中で計画を立てていくというふうに、一応今の分庁舎方式というのはそういう考え方であるというふうに認めておるところであります。

稲田委員 組み合わせてみれば。観光と農業と組み合わせると何がくるか。

田代委員 問題はもう1つあると思います。議会会場をどこにとか。本来、普通であれば本庁舎のところに議会を置かなければならないけれども、当初の間は大人数だから、2回ぐらいの選挙で収斂していくようにして……。

田代委員 私から発言していいですか。

県庁の方にも各地域振興局を設けてありますので、本庁舎機能は本庁舎機能の中で、やはりその振興局というのはそういう機能も併せて各旧町村に置いていかなければならないのではないかなと思います……。

会長 局長、何か……。

事務局長 はい。

熊谷委員 よく話はわかります。結局新庁舎建設までの課題として、この問題、分庁舎で処理するのか。新庁舎ができたときには各町村にある、恐らくみんな老朽化して別のものになる

と思うんですが、そのときにはやはり届出業務的なものを、いわゆる支所、支所と言うと何か語弊があるんですが、今論じているのは将来ともそういう格好でいくのかという問題が一つあると思うんです。

新庁舎を10年後に建設したときには、福祉でも教育でも建設でも、その新庁舎が中心施設としてすべてを包含していくんだと。事務を包含するという、こういう考え方でとらえてよろしいですか。今、3つに分散したのがずっとそのままの体制でいくというふうなことの協議では、私はちょっとわかりにくいなと思って。新庁舎を持ってどうするかというところもひとつお話しただかないと。

会長 そこまで、実際の話は、今国がとらえられているいろんな改革の中では、10年が一つの大きな、特例債についても、今の段階ではそういうのが大きく打ち出されているわけでありますので。10年というものを一つの大きなスパンとしながら、やはりこれからの収支計画の中では大きくそれを議題にしていかなきゃいけないというふうな認識でありまして、いずれ10年後に庁舎を建てる方法が、これから論議をしていくというふうに思っておりますが、ただ、特例債の関係との関係を十分すり合わせながら進めていきたいと思っております。

局長さんからアドバイスをひとつ。

会長 話し合いの上で……。

会長 そうそう、話し合いの中でそういうところでもありますけれども、今おっしゃったような意見も入れながら、当然新市構想が絡んでくるわけですので。

太田委員 もともとこの分庁舎方式がいいだろうというのは、これは私どもの事務局とも話しますが、やはり私は、たとえば地域、西木・角館、地域がそれぞれ合併しても、やはりその地域地域で盛り立てていかなければ、例えば真ん中にポコンと新しい市をつくるという、都会ではそういうことができるかもしれませんが、こういう人口の少ないところの中ではそういった合併ではなくて、やはりその地域地域がきちりこれから維持発展されていくということでの合併後も、そういう形で進んでいくんだろうと思ひまして、むしろそういったことだとすれば、今の各庁舎をそれぞれ分庁の形で、今のサービス業務も今のそのままの形でしていけば、その地域地域というのは合併後も守っていけるだろうということで、この分庁舎方式というのが出てきたんですが……。

これは、西木の村長さんなども一緒に、四国の讚岐市に我々町村協会で研修に行ったんですが、そこがまさしく分庁舎方式でやっております、これは参考になるなということで西木の村長なんかとも話したところだったんですが、そういう状況ですので、この分庁舎方式というのは、そういう意味で我々はいいいのではということできた次第でございます。

例えば10年後に新しいものをつくるといったときも、まだまだ協議が要るかと思います。それこそどこかに、真ん中にぼんとつくっても、例えば田沢湖あるいは西木、角館でも、やはり今までのサービスができるようなスタイルをとらなきゃならないと思いますので、その辺のところは、これから新しいものをつくる場合については皆さんといろいろ協議していくことになるだろうと思います。

会長 はい、どうぞ。

藤井委員 町長がちょっと言いましたけれども、議会って必ず本庁でやられるものですか。もし西木村の、伊藤委員が言ったようにここが本庁だとしたら、私、一番最初の議会何とするかなと、そう思ったんだけど、議会って必ずその本庁でやられるとかという決まりがあるものですか。

田代委員 私は、勉強もしないですみませんけれども、必ずしもそういうことはないと思いますが、ただ一般的には本庁があるところに議会議事棟あたりはしていますので……。まず、本庁舎に市長がいなければうまくねすべな。あと総務、企画課というのも。議会は当分の間は体育館とかでもなければやれないと思うんです。

藤井委員 文化会館だかなと今笑ったんだけど……。

あともう一つ、本庁が指定された場合、その本庁を利用する人方はどういう人方なのか。むしろその窓口業務とかそういうのは全部分庁にあるというから、普通の町民の人方は今までどおりその場所を利用できると思うし。だから、どういう人方が本庁に来て、本庁をどう自分たちの地域と通うというのか、利用する人方なかなと思ってです。

だから、距離、真ん中、どうのこうのと言っても、3つしかないもののうち一つとらなきゃならないから、3つの中の必ず真ん中にとるということはできないわけですよ。だから、そういう時点において、どういう人方が利用するのかなと、そういうことを考えながらそれを決めていったらいいのかなと。少しぐらい距離は違って、利用する人方ができる範囲であれば、むしろ距離だけじゃなくて便利なところと。

それから、今は情報網が発達していますから、ほとんど電話・ファクシミリで用は足るし、そういう時代ですから、そういうところも考慮に入れて考えていただけたらなと思うんですけども。

会長 今、西木の村長さんのお話にありましたように、一般的には主たるそういうところがあるいろいろな組織の総務なりあるいは町の計画を立てていくなり、こうしていく部門というのは、ある程度首長さんの中で実際に実施をしていく。それからいく主たる庁舎というものは当然必要であろうなと。そこにはやはりいろいろなこうした組織団体といったものの、やはりいろいろ

るな連携というのは当然組織の中で出てくるわけでありますので、ある部分はそういう中心的機能の中で、当然行政事務というのにも必要になってくるであろうと。一般的な持ち回りでやれるものはそれなりにあるといたしましても、やはりそういう機能の中には、当然出てくる数は主たる事務所に多くなっていくということは考えられると。

例えば今全部各町村で行われているこうした皆さんの会合が、全部ぐるぐる回って歩くというものではないだろうと。大きなものはそうした必要に応じて各町村で行われるにいたしましても、一般的な行政事務の流れの中では、そういうところで主たるものでやられるものは評価していかないと。それを全部に分かれて、その都度事務の運営をしていくとなりますと、それだけ経費もまたかさんでいくわけでありますので。

ある部分については今言ったような中で、やはり主たるところにやらなきゃいけない事務というものは非常に多いものであろうという認識であります。

はい、どうぞ。

辻委員 今、いろいろ具体的に本庁舎の検討が出ていますけれども、これは果たして、今の時点では成り立っていますが、10年後に議会も全部変わる、市長も変わる。10年後に対して今私どもが協議するのは、これは拘束力を持つものですか。

会長 はい。合併の進行計画というのをこれから立てるわけですので、その中に織り込んでいくわけでありますので、これはかなりウエートが大きいものというふうに私は理解しています。財政が都度変わるものではないわけでありますので、ある程度そういう財政の見通しの中で町の将来計画を立てていくわけですので。

8年後に例えば庁舎を建てるとするならば、そういうものに向かっての一つの手順を、財政と合わせて作り上げていくのが、今の合併の大きな基礎であろうと思っております。

辻委員 それで、そういう行政のかなりの拘束力を持つものが、今おれたちが審議しているものですな。分庁舎の件でも、本庁舎が建って、これだけの機能のものを建てましたといったときに、建てることができましたと。今までの分庁舎そのままにしてとか。それでそのときに、中心的なところはどこですかとって企画してあるならば、10年後に一番不便だったのは新幹線で来る人の場合は、東京から来る人が、そういう人が一番不便だったという結果になっても、そのときある程度決めていたものが拘束力を持つものになるのですか。

会長 これから協議していくわけですが、協議の方法としては、そういう将来というものを見据えながら合併という手順を踏んでいくわけでありますので、それをやはり視野に入れながら当然組んでいかないと。ある程度財政の見通しも立て、あるいはそういう計画をある一定立てながらこれから進めていくわけでありますので。

もちろん新しい首長さんが出た段階では、またそれなりのものがあると思います。しかし今の段階では、3町が同じ土俵に上がって、やはりやっていくということですので、ある一定の将来構想というのをちゃんとつくって、それに進んでいかなきゃいけない。こういうふうにありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

佐藤（雄）委員 合併して一番懸念されるのは、住民サービスの低下ということです。その懸念を払拭するためにも、やはり分庁舎方式というのをとりながら、やはりその機能を強化することが一番大切じゃないかと思います。機能が低下すれば、すなわち住民サービスの低下にもつながるといことになるから、やはり今ある庁舎というものを機能が向上するような、そうした手順で組み合わせるといのは一番大切じゃないかと思います。

会長 ありがとうございます。

大変きょうは、いろんなご意見をこのことについても出していただきましたので、これをまたたたき台にしながら、私どもは事務局でいろいろと協議をしながら、そうした分庁舎の最も、なおまた住民の皆さんで研修する機会も近々設けているわけにありますので、今言ったようなものも皆さんと一緒に研修する機会を設けたいと思っておりますので、こうした議題というものを一つのたたき台にしながら、他のそういう合併の向かっているところの、しっかりしたところのご意見をちょうだいする機会もつくりながら協議してまいりたいと思っております。

いかがでしょうか、それできょうのまず論議を一応したということでございますので、いいですな。何か尻切れトンボのような感じはすれども、いずれ議論をしているんなご発言をいただいたということでございますので、こういうものをたたき台にして次に進めてまいりたいと思います。

若干休憩しますか。

10分ぐらい休憩します。3時まで休憩します。

（休 憩）

会長 それでは、皆さんもお座りになったようでありますので、引き続いて会議を再開いたします。

皆さんのお手元にあります協議案件の第7号、財産の取り扱いについてを議題といたしまして、事務局の説明を願います。

事務局長 それでは、協議案第7号財産の取り扱いについて、ご説明いたします。

財産の取り扱いについては、3町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新自治体に

引き継ぐものとする。これが協議いただきたい内容でございます。

ただし、今回の協議におきましては、財産区財産は除かれます。財産区分につきましては、特別地方公共団体となっておりますので、この取り扱いにつきましては、それぞれの管理課員の考え方、町の考え方をお聞きしまして、別途協議したいと思っております。財産区財産として残す場合には、この文言の後に「何々財産区として新自治体に引き継ぐ」という文言が続くと思われま。

それで、次の14ページの資料でございますが、それぞれの公有財産、土地、建物、山林、流木、物件、有価証券、これから以降は別紙になっておりますが、それぞれ3町村の公有財産はごらんのとおりになっております。

15ページの別紙でございますが、有価証券でございますが、ごらんのとおり田沢湖町におきましては6億3,400万ばかり。角館町では1億1,540万ばかり。西木村におきましては5,049万ばかりとなっております。

次に、出資による権利でございますが、ごらんのとおり田沢湖町は6,254万1,000円、角館町は6,228万8,000円、西木村におきましては3,941万1,000円となっております。これは13年度末現在でございます。

17ページの別紙3の債券等につきましては、これは貸付金の類でございますが、ごらんのとおりになっております。田沢湖町が計が出ておりませんが、田沢湖町は2億3,008万2,000円、角館町が8,256万2,000円、西木村は290万円ということでございます。

18ページの別紙の4の基金の残高でございますが、ごらんのとおりの基金が、田沢湖町が19億83万6,000円、角館町が10億4,205万1,000円、西木村が12億7,505万7,000円となっております。

別紙5、19ページの地方債、企業債の残高等でございますが、13年度末でございますが、地方債普通会計上水道、それから公営企業債合わせまして、田沢湖町が108億9,389万4,000円でございます。その下に平成15年度当初の債務負担行為額とありますが、これが債務負担行為の残額でございます。5億9,198万7,000円となっております。角館町が地方債、企業債残高が160億2,510万2,000円、債務負担行為が12億8,382万4,000円。西木村が地方債、企業債残高が107億214万3,000円、債務負担行為額が2億9,030万4,000円となっております。

以上です。財産の取り扱いについては、新自治体に引き継ぐということでございますが、ただいま説明したとおり正の財産、負の財産、すべて新自治体に引き継ぐものとするということでございます。

以上、よろしくご協議お願いいたします。



会長 ただいま説明いたしましたように、現在の町の財産という関係について、一応こうした表にして皆さんのお手元に提示をいたしました。

なお、財産区制度につきましては、それぞれ現在各町村に財産区があるわけですが、財産区財産についてはこれはその合併する旧町村の取り扱いという法律的な関係がありますので、それについては別途そうした取り扱いをするという内容になっているようでありますので、今回ここには提示してございません。

以上です。

内容はこういう内容であります。これを出されて、皆さんがすぐこれはこれだというなかなかご質問は出てこないと思いますが、これについて皆さんからそれぞれのまとめる段階のものでありましようし、ありましたらひとつご質問等ちょうだいして、事務局の方でお答えをさせますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

皆さん、こういう数字も初めてでしょうから、いずれそれぞれお分かりでないところもあるでしょうから、ひとつご質問をいただければ、そうした内容についてもお答えをさせます。

どうぞ。

佐々木委員 資金確認ですけれども、これは13年度末の残高ということですから、14年度、正直言ってうちの方で取り崩した後廃止したいのもあるんですけれども、ほかの町村もやはりあるんですか。

会長 局長、何か。

14年度と15年度の予算の中で、あるものは取り崩されているものもあると思います。13年度末の予算の会計はこれだというふうになっていますが、14年と15年で、私の方もやはり変わってくると思います。13年度末ですので……。

委員 13年度末でありますけれども、今完成した病院に関して、また増えるということですね。

会長 そうですね。

田代委員 14年の決算……（以下聞き取れず）。

佐藤（宗）ここで若干、質問したいのですが。病院の概要とか……。

会長 それはその他で説明いたしますので、これは財産ということでありますので、病院関係は企業会計で別に……。資料として一応今回提案いたしましたので、この中には入っておりません。それをひとつご理解をいただきたいと思います。

佐々木委員 一つだけお願いしてよろしいですか。

いずれ5月に出納閉鎖終わればあれだと思うんで、次の機会に基金あるいは地方債の残高等、

変化があった分だけ、あるいは別な資料として出してもらえればと。

田代委員 14年度、15年度は今年中にやるから、そのときでよくないか、決算が終わらなければ。

会長 14年度分は、議会でいただくわけですが、その方は12月。ただその前に議会の方でどういうことだかということはこのあと、いずれ6月出納閉鎖しますと、ある程度は固まっていますので……。ただ、事前に公表するのだけは、そうした議決を得たものでないといけませんので、その辺は協議しながら事前にお話しして進めてまいりたいと思います。いずれそういうことで14年度については確定をしますので、6月定例会か9月定例会でお話しして、そしてその動きというものを公表したいと思います。

いずれ財産は、公有財産をそれぞれ一つにして進めていくという内容になるわけですが、13年度の決算の内容についてはこれであると。実質のこれから15年度16年度という一つの中では、この数字がある程度動いていくというふうにご理解をいただきたいと思います。

田代委員 私ら西木村には財産区ありませんので、報告させていただきます。

会長 それでは、皆さんにご提案いたしました財産の取り扱いについては、ただいま皆様のお手元に一応13年度末のそれぞれの町村の内容をご提示いたしました。いずれ14、15という実施年度に当たっては大きな動きがあるというのも、ひとつ念頭に置いていただいて、この財産をそれぞれ持ち出しながら新町の計画を進めていくというようになるわけですから、いずれ財産についての現在までの内容について、皆さんにご報告をしておくということになりますのでご理解をいただきたいと思います。

それでいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、そういうことでひとつ今後の財産取り扱いについては若干提案していくものも出てくると思いますが、よろしく願い申し上げます。

次に、第8号であります。一般職の職員の身分の取り扱いについてであります。これもやはり合併という考え方でいきますと、職員の方々も将来どうなるかということも当然考えられるわけですから、このことも今説明しながら、現況についての説明を申したいと思います。

事務局長からお願いいたします。

事務局長 それでは、協議案第8号 一般職の職員の身分の取り扱いについてご説明いたします。

一般職の職員の身分の取り扱いについて、次のとおり提案する。次のページ、22ページお開

きいただきたいと思います。

調整の内容としまして、一般職の職員の身分の取り扱いにつきましては、1、3町村の一般職の職員はすべて新自治体の職員として引き継ぐものとする。2、職員数については、新自治体において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。3、職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。4、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後速やかに給料の格差是正を行うということでございます。

22ページの現況といたしまして、各町村の職員の条例定数、実配置人数がついております。病院も全部企業会計も含まれるわけですが、田沢湖町が327人の条例定数に対しまして、現在309人。これは15年4月1日現在でございます。角館町が条例定数545名に対しまして、実配置が520人でございます。ご存知のとおり病院事業がかなり職員数がありますので、このように大きい数字となっております。西木村が条例定数が152人に対しまして、実配置が150人でございます。

3町村の条例定数の1,024人に対し、実配置が979人でございます。そのうち、普通会計職員が506人。田沢湖町が192人、角館町が211人、西木村が103人となっております。公営企業等職員、病院、水道関係でございますが、田沢湖町が117人、角館町が309人、西木村が47人となっております。

それから、23ページにつきましては、各町村の職名、行政職、現業職、医療職の職名をあらわしております。これにつきましても、3番の職員の職名及び任用要件については、調整し統一化を図るということでここに掲げております。太字で書かれているものは各町村の同じ職名、課長とか室長とか課長補佐とかございますが、そういう同じ職名のものでございます。これらの職名を合併によって統一するといことでございます。

24ページにはそれぞれの給料、行政職、支給日、初任給、それから級別の職務の分類を書いております。ほとんど差はございません。初任給等差はございません。行政職8級でございます。単労職はちょっと田沢湖町が級制なしということで、角館町が4級制、単労職が5級制でございます。支給日、初任給には変わりはありません。1級から8級までの行政職は、それぞれこのような職名となっております。管理職手当も多少差はございますが、このような支給体制となっております。

25ページにまいりまして、これも手当の続きでございますが、特殊勤務手当の別、それから時間外勤務手当の別、これも3町村変わりございません。期末手当、勤勉手当の支給率、これも変わりございません。退職勧奨制度、これも角館町がないということで、あとは55歳から

59歳実施とか、59歳で実施とかということでもあります。ラスパイレス指数は多少差はありますが、2%程度差はありますが、87%から89%の範囲でございます。

26ページには、一般職の身分の取り扱いに関する法令ということで、地方公務員法で関連する条文を掲げております。第3条におきましては、一般職と特別職との違いでございます。27条は分限及び町会の基準でございます。28条におきましては、降任、免職、休暇等の法令をうたっております。

それで、27ページに市町村の合併の特例に関する法律でございまして、職員の身分の取り扱いの中の第9条でございますが、「合併関係市町村はその協議により市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と規定をしております。

2項におきまして、「合併市町村は職員の任免、給与、その他の身分取り扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」ということで、先ほどの協議の提案した内容をお示ししているわけでございます。

次のページからは、28ページ、29ページはこれまで合併しました先進の事例と、30ページは現在協議が進んでおります仁賀保・金浦町・象潟町の合併協議会の例を書いております。先ほど提案いたしました内容がほとんど各市町村、合併した市町村とも網羅されているという内容でございます。ご参考までにごらんいただきたいと思っております。

よろしくご協議お願いします。

会長 ただいま、身分についての説明をいたしました。これについてお諮りいたしますが、何かご質問ないでしょうか。

稲田委員 臨時職員は表に出てこないけれども、臨時職員は各町村何人位いて…。どうなるのですか。必要で使っているのでしょうか。

会長 局長、何か把握していますか。

事務局長 ちょっとまだ調べておらなかったわけですが、私、角館町ですが、角館町には臨時職員というのはありません。全部一般職員の非常勤職で、パートタイマーで不足する分は補っている状況であります。

幹事長 西木村ですが、臨時職員は現在おりません。以上です。

田代委員 補則します。

私の方の村では、公社職員を4名、運転、役場に配置しています。

会長 課長、私の方でも何か。

特に私の方も臨時職員は一人もおりません。全部パートで、例えば保育所の0歳児カイトウ

なんか、大変パートを必要とするものは、パートで補っているというのが現状であります。

そのほかに何か説明いいですか。

ということでありますが、現在の町の職員定数の中で行われている身分の取り扱いについては、ただいま提案した内容で身分のあれを進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 原案に提示した内容で3町のそうした、構成しながら進めていくということで決定をいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、協議案件第9号 新市町村建設計画の概要についてを事務局の方より説明をいたします。重要でありますので、現在、概況であります、このあとそれぞれまだ3町村のすり合わせがあると思いますけれども、現在の段階の概要について説明をお願いいたします。

事務局(藤村) それでは、31ページでございますけれども、協議案第9号ということで、新市町村建設計画の概要についてということでお諮りしたいと思います。

市町村建設計画というものにつきましては、33ページのところに合併特例法の第5条でございますけれども、法定事項、必ずこれがないと合併の際の県と国との協議の中で、今までやっております合併協定項目と、それからこの新市町村建設計画というものが必ず必要になっております。

先ほどから、建設計画が合併後のどこまで拘束力があるかというようなご質問もございましたけれども、ここにありますように、基本的には新しい合併後の自治体の基本構想になるものという位置づけで考えていただきたいと思います。

下の方に自治法がございます。自治法の第2条のところで「地方公共団体は議会の議決を経てその地域における総合的な計画的な行政運営を図る基本構想を定め」というふうにありますけれども、これと同じような位置づけという考え方で進めていきたいと思っております。

前の方に戻りまして概要の方の説明でございますけれども、あくまでも概要ということで、こういう目次的なものを示してございます。これに従いまして、これに肉づけをいたしまして、建設計画を策定していきたいということでございます。

最初の方に合併の必要性、計画策定の方針、新自治体の概況、課題、指標の見通しというふうになっております。

32ページでございますけれども、ここに建設計画の基本方針ということで、新自治体の将来像ということ、基本理念、土地利用の方向性、それから4のところでは新自治体の施策、6で県事業の取り扱い、7のところでは公共施設の統合整備というような、ここの辺が先ほどから話題になっている具体的な施策という部分が入ってくるものと思います。

前段の方と言いますか、前の方につきましては、ただいま策定しております将来構想の部分とかなりかぶさってくるのではないかと考えております。将来構想がことしの7月までに策定予定でございますので、それをもとに住民説明会なりを行いまして、その要望等をこの建設計画の方に反映させていきたいと思っております。

最後のところに財政計画ということがございます。普通体系ベースということで10年間というような形で試算したものが載るということになります。10年間ですので、こういう経済情勢ですので、どう動くかわからないと。それがいつまでも縛られるということでは非常に新自治体に対する拘束力が多過ぎると。むしろ非効率な行政運営になる可能性もあるということで、また特例法の話ですけれども、この協議会で決まった建設計画については、新自治体において変更する場合は、議会の議決事項になると。

従いまして、この協議会というのは、将来の自治体の議会と同じ、まず権限を持つ協議会であるというイメージで進めていっていただきたいと思っております。

内容につきましては、先ほど言いましたように、こういうタイトルといいますか、目次に肉づけをしていくということで進めたいと思います。個々の案件につきましては、肉づけをしたものを協議会の方に諮って進めていくという形にしたいと思います。

今回につきましては、あくまでもこの方向で進めてよろしいかということの提案でございますので、よろしくをお願いします。

会長 ただいま、新市の建設計画の考え方を事務局に説明をいたさせましたが、これについて皆さんのご意見等ありましたらご発言をお願いいたしたいと思います。

(聞き取りできず)

これに対する、すり合わせを行いたいと思ひ、またこれについてご意見を伺ってまいりたい。そういう順序でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういう順序で進めてまいりたいとおもいますのでよろしくをお願いいたします。

次に、次の提案として、議会の議員の定数任期の取扱、また、農業委員会の委員の定数任期の取扱等について、皆さんにいろいろご意見をいただきたいと思ひますので、次回に提案してまいりたいと思ひますので、事務局より説明をさせますので、事務局より説明お願いいたします。

事務局長 それでは、次回の6月27日に角館町の広域交流センターで予定しておりますが第3回協議会に提案してご協議願う予定でございますが、これについてご説明いたします。

議会議員の定数特例・在任特例の概要でございます。これは新設合併の場合でございます。

1 番の定数特例、合併特例法第 6 条第 1 項にのっておりますが、設置選挙のさいに法定上限定数の 2 倍を超えない範囲まで定数を増加することができるという事でございます。下の新自治体の場合のところでご説明いたします。3 町村の人口が平成 12 年国勢調査で 3 万 3,565 人でございます。地方自治法によりまして、この地域の上限数は 26 人でございます。定数特例としましては、合併の時設置選挙を行いまして、最初の任期に限り、法定上限定数 26 人の 2 倍を超えない範囲で、協議により定めた定数で選挙ができるということでございます。26 人かける 2 倍という事で 52 人以下の定数を定めて、合併してから 50 日以内に選挙ができるというのが定数特例でございます。4 年後の次の任期は法定定数の 26 人以下の通常選挙に戻るということでございます。

それから 2 番の在任特例でございますが、旧町村の議員は、合併後 2 年を超えない範囲に限り、新市町村の議員であることができるということでございます。下の新自治体の場合、現在条例定数が田沢湖町 20 人、角館町が 20 人、西木村 16 人になりますが、56 人が合併後 2 年以内の範囲で、選挙をしないで在任することができるということでございます。2 年以内に限りまして、それをすぎますと法定定数の 26 人の通常選挙になるということでございます。これが定数特例と在任特例の概要でございます。

2 ページにまいりまして、議会議員の身分に関する取扱に係る選択肢にどのようなものがあるのかと申しますと、1 番が特例を適用しない。これは、合併と同時に失職する事になりますので、26 人の定数以内で合併から 50 日以内に選挙をする事でございます。これは特例を使用しないという場合でございます。2 番は先ほどご説明しましたとおり、定数の 2 倍以内で選挙をするということ最初の 4 年間するという事でございます。3 番が、在任特例で全部の 56 名が 2 年を超えない範囲で在任することができるということでございます。4 番目は、合併前の旧町村ごとに条例で選挙区を設けるということでございます。では、現時の田沢湖町、角館町、西木村の各町村で選挙区を設けて、アの場合は定数特例を適用しないで選挙をする。3 町村合わせて 26 人以内で選挙区を旧町村ごとに設けて、選挙を行うということでございます。これも合併の日から 50 日以内に選挙を行うということでございます。イの場合は定数特例を適用して、選挙区を設けて選挙をするということでありまして、26 人の 2 倍以内、52 人以内で 3 町村で選挙区を設けて 50 日以内に選挙をするということでございます。5 つの方法があるということでございます。

3 ページは、現在の自治法上の定数、現在の条例で定める定数をうたっております。それから任期を書いてございます。

4 ページは関係法令をのせてありますが、地方自治法では、26 人の定数は、人口 5 万人未

満の市及び人口2万人以上の町村は26人となっているといこうこととでございます。市町村の合併の特例に関する法律では第6条は、議会の議員の定数に関する特例をうたっております。第7条におきましては議会の議員の在任の特例をうたっております。

次の5ページでの公職選挙法では選挙区を設けて選挙するというを書いております。施行例におきましては、これは、合併の最初の選挙は選挙区を設けてする場合がありますが、その各町村の議会の議員の定数は人口に比例しないで定める事ができるとうたっております。以上で議会の議員の特例の説明を終わりました、

次に7ページ、農業委員会の定数、任期等に関する制度の内容に移させていただきます。新設の合併の場合でございますが、合併後、今3つの農業委員会あるわけですが、一つの農業委員会になります。50日以内に、議会の議員と同じように50日以内に農業委員の一般選挙を行うこととなります。任期は3年ということとでございます。選任された委員につきましては、議会推薦それから農業委員会、農業共済推薦の委員でございますが、新たに選任することになります。イは合併後これも一つの農業委員会を設置しまして、在任特例を使うということとでございます。選挙による委員にはそれぞれ各町村、一つの市の農業委員会に統一することになります。一年以内の在任特例。議員と違ひまして、一年以内の在任特例を使うことができるということとでございます。これも、選任委員は合併の日に合わせて選任するということとでございます。それから、これは特例でございますが、次のページの8ページに合併後二つ以上の農業委員会を設置することができるということは、農業委員会等に関する法律施行例によりまして、合併後の市町村区域面積が2万4,000ヘクタールを超えるか、または農地面積が7,000ヘクタールを超える場合は、新しい市町村に二つ以上の農業委員会を設置することができるということとでございます。この地域につきましては、農地面積は、次のページにあります。農地面積については、5,058ヘクタールでございますが、行政区域面積が10万9,364ヘクタールとなりまして、市町村区域面積の2万4,000ヘクタールを超えるということと、この項目が該当になります。これは、二つ以上の農業委員会を設置するといこととができるということとです。これも50日以内に選挙をしなければならないということとです。エが合併後2以上の農業委員会を設置する場合、在任特例を使う場合でございますが、これも、ここに例をあげておりますのが、三つから二つの農業委員会を設置するということとありますが、これも一年以内の在任特例をつかって、選挙をしないで一年以内に限って在任するということとでございます。それから、オの場合は、これも面積超えている場合でございますが、合併後、前の区域通りに複数の農業委員会を設置するということと、特例で、今の選挙による任期が存続するということとであります。田沢湖町、角館町、西木村の農業委員が、そのままそれぞれの農業委員会を存続する



ことになりまして、そのまま、身分、選挙による委員、選任された委員の身分もそのまま存続するということでありまして。このような、合併してから農業委員の定数の特例があります。9ページはそれぞれの行政区域面積、農家数、農地面積、農業委員の数でございますが、現在3町村合わせまして、選挙による委員の条例定数が、38名でございます。農協、農業共済組合推薦はそれぞれ二人ずつ6名でございます。議会の推薦の委員は、それぞれ3人ずつ9名となっております。任期はみんな同じでありまして、17年7月19日となります。新自治体の選挙による委員の定数の基準でございますが、30人以下となるとうことでございます。

10ページ11ページにつきましては、根拠になる農業委員会等に関する法律、その他、市町村の合併に関する法律。これで、在任特例とかが、定められているわけですが、それら、書いてございますのでご覧いただきたいと思ひます。以上でございます。

会長 ただいま、説明をいたしました、両案につきましては、次の協議会に、今言ったことも含めてご提案をいたしますので、皆さんから次の協議会までいろいろご意見等お願いいたしたいと思ひます。次に皆さんのお手元に配布してあります3セクの病院関係についての、資料を配布しております。内陸線の関係もそれでありまして、それについて、事務局から説明をしていただいて、これについてまた、質疑の段階を作りたいと思ひますが、現況の説明をよろしくお願いいたします。

事務局（高橋） 事務局の高橋でございます。お手元に町立病院の概況という事で、4ページものの物をお渡ししております。一枚目が町立病院という事でありまして、町村の場合料金収入、あるいは診療収入という事で独立採算経営する公営企業でございます。今回大きいものということで、町立病院を2つ、田沢湖町立病院と公立角館総合病院2つあげております。その裏のページがそれぞれの町村で出資しております第3セクターの主なものをあげております。5つあげております。3ページ目が3町村それぞれ出資しております秋田内陸縦貫鉄道の内容について書いておりますので、順を追って説明してまいりたいと思ひます。

1ページ目の町立病院の概況ということでございます。町立病院の決算状況なんです、3月に閉めまして5月中、今取りまとめ中ということでございますので、決算の数字は平成13年度末ということになります。特に田沢湖町立病院の場合は現在出来上がった新しい病院になりまして、中身あるいわ借入金等の額がだいぶ変わっておりますが、とりあえずは、13年度の状況を説明させていただきます。それぞれ、田沢湖町立病院、角館病院とも、病床数は、田沢湖病院の方が13年度末で77床でございますが、今回新しくなりまして60床。角館の病院方が一般病床280で精神100ということで380。規模としまして、田沢湖病院と角館の病院4倍から5倍位の規模ということになります。それで、経営状況でございますけれども、真ん中

程に書いております。総収益、収入の方でいいますと、田沢湖病院が11億、約12億。角館病院の方が44億と言うことで、1年間の経営で見ますと、どちらの病院13年度は黒字ということとございました。田沢湖病院の方が9,500万円の黒字。角館総合病院の方が約1億円の黒字ということとございます。それで、これまでどういう状況で経営の積み重ねがどうなったかということが、この表の一番下の方をご覧いただきたいと思います。累積欠損金と利益剰余金と言うように書いております。田沢湖病院の方は、これまでの経営の結果5億2,800万円の累積の利益の剰余金を計上しております。一方、角館病院の方は、13年度は1億円程の黒字を出しておりますが、累積で見ますと、6億6,900万円程の赤字ということにはなっております。この公立病院の場合、民間の一般の企業と一つ違うところがございまして、公立病院の場合はどうしても不採算の分も抱えているということがございます。そういう関係ございまして、建物や設備の借りに掛かった3分の2については、一般会計が負担するということになってございまして、その分が別途出資金という形で入っております。そういう関係ございまして、累世欠損金は6億6,900万円程でございますが、上の方を見ていただきますと分かりますように、現金、角館病院にしましても、3億2,800万円程と言うことで、未収金ですが、診療収入が2ヶ月間遅れて入ってまいりますので、その分合わせますと、流動資産短期の支払い資金としては約9億5,000万円程持っていることとございます。県、国に行きましても、病院経営を見る場合は、累積欠損金の額ということもございまして、もう一つ支払い資金と言うことでこの真ん中下ほどに書いております、流動資産マイナス流動負債これが、マイナスになっているかどうか一つ大きな目安になってございまして、逆に言えば短期借入金が発生しているかということが、公立病院の経営状況をみる一つの目安となっております。そういった点からみますと、両方の病院とも短期借入金は発生していないということとございます。あともう一つ、独立採算制を維持するということとございますが、下から4行目のところに、一般会計からの繰入金ということで、田沢湖の病院の場合は1億7,600万円。角館総合病院の場合は3億5,900万円が入ってきております。これは、最初申しましたように、当然不採算部門を抱えているということもございまして、国のほうで一定の基準を定めまして、その分については、一般会計が負担するようにと、こういうことになってございまして、その負担した分については、国が交付税措置をすると、こういう仕組みになっております。それでたとえば、角館総合病院の例をみますと、3億5,900万円、一般会計から公営企業、病院の方に入ってきておりますが、この同額が、国から町の方に特別交付税、あるいは普通交付税ということで、措置されておりますので、実質的な一般会計の負担はないということと、両方の病院とも独立採算制は維持できているといえるかと思っております。以上が病院の方の説明でございます。

もう一枚めくっていただきますと、第3セクターの概況書ということで、それぞれの町村が主に出資しております主な会社をあげております。田沢湖高原リフトはスキー場のリフト、あるいはレストハウスの経営。アロマは田沢湖畔のハーブ園の経営。花葉館は宿泊と温泉。西宮家は角館の市街地にあります、レストラン、お土産物の販売。西木村総合開発公社は、クリオンと村長にお話ありました、用務員さん等の派遣というような仕事をしてしております。それで、それぞれの企業とも、西木村さんの場合は詳しい内容把握できませんでしたが、それぞれの企業ともこの表の真ん中程見ていただきますと、当期末処分利益ということで、先程の病院の例でいきますと累積欠損金ということになります。これ自体は、各団体とも会社とも発生しておりますが、その上の一年間の計上利益と言うところを見ますと、田沢湖高原リフト、花葉館、西宮家は黒字ということでございまして、残念ながらアロマ田沢湖は2,500万円の赤字が出ていると、そういう関係もありまして、借入金の欄を下のほうで見ていただけますと分かりますように、ほぼ、他の所では借入金が発生しておりませんがアロマさんだけは、長期借入金5,000万円、先ほどの表にもありましたように、町からの無利子貸付金ということで、5,000万円出ているということでございまして。それで、一番下が、町村からの委託料ということで書いてありますが、これについては、それぞれ、町や村で行うべき事業について、これらの会社に委託したものでございまして、田沢湖高原リフトにつきましては、たとえばマイカー規制の車両の誘導等。アロマにつきましては、いろいろな講座を開催した費用。角館町の西宮家につきましては、バスの運行の委託。西木村の総合公社につきましては、クリオンの公的施設の管理、あるいは、先ほどの用務員さんの派遣。こういう費用について、一般会計が負担しているということでございまして。

最後に、3町村が出資しております、秋田内陸縦貫鉄道の経営状況でございます。皆さんご存知のとおり、非常に厳しい状況でございます。昨年来会社の方で非常に努力してはおりますが、13年度の決算状況はこの表の左下の方でございます。収入が2億6,000万。左の財務損益状況という所ですが、経常収入が2億6,000万に対して、経常支出が5億6,000万ということで、3億円の赤字ということになっております。当然この赤字解消しなければいけないということで、構成市町村でその分負担して、毎年負担しているわけでございまして、その内容が、一枚めくって頂いて、一番後ろに出てまいります。ここに出ていきますように、運営費補助金、平成13年度ということでございまして、全体で3億6,773万円。そのうち、3町村では、5,910万円と、これが内陸縦貫鉄道に対する3町村負担ということでございまして。14年度決算、これ自体がまだ手元にはございません。同じような状況になれば、3町村ともこういう負担を続けて必要ということでございまして。以上簡単でございますが、第3セクターと病院の経営状況

の執務でございます。

会長 ただいま、第3セクター、多少いわれております内容について、ご説明をいたしました。これについても、この後皆さんのご意見を頂戴していくわけでございますが、説明ありましたようにそれぞれの、そうした病院経営の中には、住民のそうした医療福祉の観点の役割も大きくなっているわけでありますので、そういうのも含めて、今後これについては協議してまいりたい。というわけでございます。特に田沢湖病院ではお話ありましたが、新しく改築いたしましたので、新しい借入金等も15年度の決算の中で、現れてくるという形になってまいります。ということで補足しておきたい。こう思います。これについて、何かご質問等ありませんでしょうか。特に私のあの補足、私に関係あるものですから、特に高原リフトこれにつきましては、ご心配かけておりますが、県と町が救済をいたしまして、現在、県が株主の70パーセント位、県が株主になっておりまして、町は確か25パーセント位かと思えます。あとは、県と民間団体ということになりますので、そういう形で運営されて行くということでございますが、現在の場合借金をゼロにいたしまして、出発をしているという内容であります。アロマにつきましても、1億5,200万円の赤字を全部なくしまして、JRさんから支援をいただきまして、ゼロにいたしました。今は借金は町から貸している5,000万円だけ残っていますが、あとは一切ゼロという内容であります。再出発をしているという状況であります。皆さんからこれについてもお尋ねを頂きたいとおもいます。それぞれの担当の方から説明をさせますので、ご質問いただきたいと思います。一応把握して頂きたいということでもありますので。何かないでしょうか。

武藤委員 この問題に質問はありませんけれども。もう終わりですか。

会長 このことについて、質問があれば

武藤委員 このことについては、ありません。

会長 ただいまの説明の中で特にみなさんから、このことについて、お聞きしておきたいということ無いでしょうか。なければ、ただ今の内容については説明をし、また13年度末でありますので、14年度の決算ではこれも大きく変わってくる内容であります。そういうことで、これについては、決算の段階、経過をした段階で皆さんに内容の説明をしてまいりたい。それでは一応、提案をし、説明をする内容については、全部終了したわけですか。局長何か残りますか。

事務局長 申し訳ございませんが、先ほど説明した、次回の資料のことですが、議会の議員の定数特例在任特例の概要について、ミスプリントがありましたので訂正していただきたいと思います。2ページのところでありますが、線で囲んだ1番の選挙の期日とありますが、真ん

中からちょっと下の所のところに、選挙の日から 50 日以内となっておりますが、これは設置の日から 50 日以内となっておりますのでご訂正願いたいと思います。それから、同じく最後の欄のイの所でございますが、これも下のところの選挙の期日が選挙の日からとなっておりますが、設置の日から 50 日以内となっておりますので、ご訂正願いたいと思います。お詫びして訂正させていただきます。

会長 大変申し訳ありません。皆さん資料の訂正をお願い申し上げます。それでは、局長提案する内容を全部ですか。こちらからは。

事務局長 はい

会長 とうことでありますのでこのあと、皆さんから他にご質問等頂戴いたしたいと思いません。

武藤委員 私から一言。この協議会の議事の進め方についてまず第 1 問。ご質問申し上げますけれども、前回、田沢湖町で開いた時に議長は、次回には市町名、位置の問題、というものを議題にしますので、というふうにして今日の議題になったわけでございます。ところが、我々もどの委員さんもおそらくそれぞれに市というものについての名称、あるいは考えてきたと思っておりますけれども、それを発表する機会というもの、まず討議しようとするその機会がまず無かった。こういう進め方で行ってまた次回も同じ事、また次回も同じ事になるんじゃないか。これどういうかたちでこの委員会として市の名前を出して討議していくのか。という点については、どうも本庁の問題もそのとおりだと思います。やはり、こういう問題は住民も非常に関心をもっていますし、今日傍聴した人もどういう市ができるだろうという予想で来たと思えます。でも全然途中でふわっとあがってしまって、理想だけは確かに我々は言うのですけれども、いざ、市の名前を出して討議をするという所までは、到底こういう状態ではいつまでたっても出てこないのでは無いかと思いますので、次回あるいはその次でも、忙しいわけではないのですが、そうした問題も議事の進め方についてもご配慮願いたいと思います。

もう一つ、先ほど辻さんが、我々の協議会の権限どこまであるのか、というようなご質問について、協議会の権威というもの、私の考え、私の不勉強かも知れませんが、平成 17 年 2 月、この法廷協議会は解散するわけです。そこまでが我々の権限であって、それ過ぎは、新しい市長、新しい市会議員が決めることであって、それ以降については、我々には無いというふうにご確信しておりますが、そのあたりについて、次回で結構ですので、不勉強で申し訳ありませんけれども、その辺の事情、勉強させていただきたいと思えます。以上です。

会長 前段については、今日いろいろ取り扱い方法についてのいろいろなご意見を出していただきましたので、そういうのも一つの選択としながら、次にまた論議をしていきたい。考え

方としては、出されたものを受け止めて、一応、議題の提案をしたと、こういうことでご理解を頂きたいと思います。2番目の関係については、協議会の段階でないかとはいますが、新町計画というものが、当然一緒に協議をしていくわけでございますので、当然財政的なものが、このあと一緒に構想が出て行くわけでありますので、ある一定の期間の中では国がやはり示している特例債いる、あるいはそういう事業というものをとりいれた中で新市計画というものを取り組んで行くわけでありますので、拘束というものも先ほどありましたように、将来の3町がこういう形でしていくということは、この協議会で大きな役割であると、私は認識であります。そういう意味で進めて行かなければいけないのではないかと。当然、いろんな物をすり合わせして、組み合わせして行くわけでありますので、ある一定の期間の将来構想、住民にこうなっていくんだと、この中で協議をして合併続きをして行くとならなければならないというふうに認識しています。これが、特例なりいろんな制度を設けて行われていく内容であろうと認識ありますので、私の考え方が違うのかな。局長から補足してください。という考え方でありますのでよろしく願いいたします。他にございませんか。

佐々木委員 議員の任期の問題なんですけれども、実はこちらの方来年の3月任期なので、西木さんと田沢湖さんは17年9月ということで、合併後ですけれども、私の方で、合併前に、スケジュールで行きますと、議員の任期、一般選挙あるわけですけれども、そこらへんのつめ方について、この次に、協議という事ですけれども、どこまで結論が出ていくのか、会長の方で考えていることがあれば若干伺っておきたいと思っておりますけれども。

会長 お話されている内容について、来年の3月角館町さんの議員の選挙ということでありますので、本来でありますと、その以前に合併するということは大きな選択肢のなかではあるわけですけれども、協議していくものの中ではそういう日程的には非常に困難ではないか。ただ、調整は図っていきたいとおもいます。いずれ、今おっしゃったことも、当初は視野に入れておいたわけですけれども、今、国会の方では特例のそうしたものを、17年の3月まで伸ばすという状況にあるわけでありますので、そういうのも選択肢の中には入れていかなければならないだろうというのは今の受け止め方でありますので、皆さんからそういう発言を頂く中では、十分論議をしていく必要があるという認識はありません。

田代委員 私から一言。私も来年任期なんです。法定協議会だから私の選挙が無いという認識はもっておりません。ですから、合併前には特例は無いという認識でやって行かなければいけないのでしょうか。議員さんだけでなく、我々も任期があります。

佐々木委員 他の方の議会では、こちら変のすり合わせはしてますか。

稲田委員 うちの方では、27日ありますので、これは、特別委員会でも一つの事項として

話をしたいと思います。

会長 今おっしゃる内容についても、協議会の中の発言とうものを承りながら、それをまた論議をして行くで結構ですので、いろんな考え方をこれについても、出して頂いて、それぞれ論議して行くというふうにいたしたいと思いますのでその点はひとつ、みんなで協議して行くことによって、そういう方向性がでてまいると思いますので、この点も合わせて、そういう考え方で運営をして参りたいと思います。そういうことで、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。もちろん協議会の皆さんのご意見というのも大事でありますので、もちろん議会は議会の立場であるにしても協議会の皆さんが大きな考え方を協議していくことになりますので、これも合併の大きな条件の一つと言うふうに感じて参りたいと思います。いかがでしょうか。

会長 その他で。

熊谷委員 大変ご苦労さまです。首長さんたち各通常業務の中でこのお話の段取りをしながら来てると思いますが、難しい問題から片付けるとのは私も大賛成です。特に町村名につきましては、あれは、壊れるものだと言っている人たちもいます。したがって、私たちもそれに負けることはできないと、さわやかに決めたいとそういうふうに思っております。どうか今日は、先ほど武藤委員も言いましたが、継続して審議するとなっておりますが、どうか定例の中での処理では、なかなか見通しも立たないのではないかなと思います。特に西木さんからは、田沢湖角館という名前が出るのですが、これとて、住民が理解してくれるかどうか分かりませんので、どうかひとつ、いい時期に、いい様に、組長さん達でお話すすめていただいて、むしろご提案いただけるようなそんな協議会であってほしいなということを申し上げておきたいとおもいます。できるだけ、早い時期に、全県にその名を知らしめるのが、ほんとに得策でないかと、そのように思います。

会長 ありがとうございます。十分私ども話し合いを続けながら、皆さんと機会を設けながら、互いにそういう場も必要としながら、進めて参りたいと思っております。それでは、今日の会議は心残りもあるようですが、いずれ、大きな提案を申しあげましたので、これをひとつ、それぞれの所で考えを新たにしていいただきながら、第3回目に向かっていろいろ論議をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局にお返して、最後に閉めをしていただきたいと思います。

事務局長 本日はどうもありがとうございました。これをもちまして第2回田沢湖角館西木合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後4時17分

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員